平成２９年（フ）第６３号
青森県つがる市木造菰槌三好野135番地、旧住所東京都豊島区上池袋４丁目43番17号　ハイツローズ103号
債務者　新岡　祥平
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５８６号
神奈川県厚木市温水西２丁目３番２号、前住所神奈川県鎌倉市手広２丁目39番９号
債務者　宮沢　周士
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６０６号
神奈川県厚木市中荻野763番地
債務者　三栖　憲明
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１５２２号
名古屋市名東区高社１丁目246番地　サンライズマンション304号
債務者　竹本　伴子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６７号
名古屋市北区水草町２丁目35番地の１
債務者　中島　摩耶
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水931番地３　源場第１団地５
債務者　松永　豊光
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４６号
東京都東久留米市本町１丁目１番27号
債務者　神谷　隼平
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５０号
栃木県宇都宮市清原台４丁目17番14号　ダイヤモンドハイツ101、前住所栃木県宇都宮市清原台２丁目10番７号
債務者　関　　秀弥
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６１５号
横浜市旭区中希望が丘89番地９
債務者　長野　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５８号
東京都福生市南田園２丁目15番地６ビューティフルプラザ305号室
債務者　曽我　昌広
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１９４号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅24棟503号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９２５号
横浜市旭区川島町2054番地４　ＲＩＳＩＮＧ　ＳＵＮ　Ａ103号室
債務者　井坂　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５２１号
横浜市磯子区森１丁目５番21―725号
債務者　友松　隆二
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３３号
横浜市磯子区洋光台５丁目５番２―206号
債務者　大島　和夫
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１１４号
東京都西多摩郡日の出町大字平井746番地１三吉野グリーンハイツ102
債務者　清水まどか（旧姓須崎・守矢・神野）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１９８号
東京都町田市鶴間３丁目12番地11南町田ハイツ103
債務者　加藤　智代（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部